

調査報告書

令和7年8月26日

学校法人帝塚山学園第三者調査委員会

第1 はじめに

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項は、「重大事態」が発生した場合、学校は当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものと規定し、「重大事態」として、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を挙げている。「相当の期間」については年間30日を目安とする¹とされる。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」或いは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる²とされる。

学校法人帝塚山学園中学校（以下、「学校」という。）において、2023年度（令和5年度）当時3年の女子生徒（以下、「A」という。）が、同年度において、2学期11日、3学期49日、欠席しており、A保護者よりこれがいじめによるものとの訴えがあったことから、令和6年10月30日、学校法人帝塚山学園第三者調査委員会（以下、「委員会」という。）が設置された。

委員会では、これまでの調査内容を踏まえ討議・検討し、以下のとおり報告する。

第2 委員会の設置と活動内容

1 委員会の設置に至る経緯

令和5年6月5日、Aが保健室で「最近5組でぼっち」と言ったとの報告を受け、同月7日、担任がA及び付添い生徒B・Cと面談を行ったところ、同年5月、ABCが同校の男子生徒と会っていたところに生徒Xも付いて来たこと

¹ いじめの防止等のための基本的な方針 第2の4(1)1.

² いじめの防止等のための基本的な方針 第2の4(1)1.

があり、その後XがAに男子たちと遊ぶのに無理やり付き合わされたと周囲に話していることにつき説明された。なお、この点についてAらは、学校側からXに対しアプローチすることは希望しない旨を述べていた。

また、その後の学校の調査において、Xが友人Yに事情を説明して「大阪行かせられて夜まで男子たちと遊ばされたっていうのからAを避けてる」「あんまり人に言わんといいて欲しいねんけどこれ」との内容のY作成のインスタグラムのDMが、同年6月3日付でB宛てに送信されていることが確認された。当該DMについては、X・YがAを避けている様子であったことから、BがYに対し、Xからどのような話を聞いているか確認するために作成されたものである。

その後、担任がA及びA保護者と面談を実施した際、Aらは、6月6日、Aが美術室で座っていたところを通り掛かったXの肘が当たったが、謝られず睨まれたこと（後の聴き取りでは、「肘が当たった」から「手拳で殴られた」との訴えに変更。）、7月8日、百貨店内にてA親子がいたところ、Aの名前を呼んで逃げて行った親子がおり、Xとその母親ではないかと思われること、Aのカバンに靴跡のように見える汚れがあり、Xがカバンを故意に踏んだのではないかと思われること、等の被害を訴えた。

これを受けて学校がXから聴き取りをしたところ、XとAとが互いに距離を取っていること、美術室においてAにぶつかったことは事実だがその場で謝罪したこと、百貨店の件及びカバンの件についてXは全く知らないこと、等を説明された。

令和5年8月、Aが「適応障害」の診断を受け、AとXが接触しないよう学校として対応を求められたところ、学校としては、席替えなどで配慮するが、A保護者が求め診断医も勧めているクラス替えについては実施しない、という対応を取ることとした。

令和5年9月以降、学校側とA保護者とで何度も話し合いが持たれたが、両者間の認識に差異があり解決へ向かうことはなかった。また、2学期に入って以降、Aは欠席することこそ少ないものの、登校しても自クラスで過ごすことが難しく、B・Cの在籍する隣のクラスや保健室にいる時間が増えた。

11月24日が内部進学願書の提出締切日であったが、Aは提出せず外部受験することを決めた。

3学期には欠席が増え、欠席日数は49日であった。

令和6年3月18日の卒業後も、学校側とA保護者とで何度も話し合いが持たれたが、A保護者としては、いじめが原因で長期欠席し、また外部進学をせざるを得なかったとして、同年7月ころ、第三者委員会を立ち上げて事実関係を調査し「いじめ」の認定をして欲しい旨の意向が示された。そのため、同月

ころ、学校は法第28条第1項に基づく委員会の設置を決定し、各種団体に委員候補者の推薦を依頼した後、委員が選定され、令和6年10月30日、第1回委員会が開催されるに至った。

委員会としては、これまでに学校等で調査された内容を精査した上で、改めて事実関係の調査を行い事実認定し、これまでの学校側の対応の不備等や同種事案の再発防止策について検討することとなった。

なお、Aは既に学校を卒業しているが、Xを含む関係生徒らは内部進学し、同学校法人の運営する高校に在籍している。生徒及びその保護者の中には、これまでに何度も聴き取りを受け長期に渡り過大な精神的ストレスを負っているという理由で、委員会の調査に協力が出来ない者もいた。委員会の活動によりこれら関係生徒の今後の学校生活に影響を与えることのないよう、調査に当たっては慎重に進めるよう配慮した。

2 委員構成

委員長	山本 純弥（弁護士）
委員	井上 泰幸（弁護士）
委員	水井 亮（精神科医）
委員	高橋 千香子（臨床心理士・大学准教授）

3 活動内容

＜委員会＞

回	期日	場所	内容等
1	R6/10/30(水)	帝塚山学園内会議室	委員の任命、委員長の選出、学校事務局による趣旨説明、資料確認、調査方法の検討など
2	R6/11/27(水)	帝塚山学園内会議室	資料確認、調査方法の検討など
3	R6/12/27(金)	帝塚山学園内会議室	資料確認、調査方法の検討など
4	R7/1/24(金)	帝塚山学園内会議室	資料確認、調査方法の検討など
5	R7/2/26(水)	WEB会議	進行協議、聴き取り方法の検討など
6	R7/6/17(火)	WEB会議	調査報告書（案）の検討など
7	R7/7/2(水)	WEB会議	調査報告書（案）の検討など
8	R7/8/26(火)	帝塚山学園内会議室	調査報告書（案）の検討、公表方法の確認など

＜聴き取り調査＞

回	期日	場所	対象者

1	R7/2/12(水)	樋原文化会館	本生徒保護者
2	R7/3/31(月)	帝塚山学園内会議室	関係生徒保護者、元担任
3	R7/4/18(金)	帝塚山学園内会議室	養護教諭、関係生徒
4	R7/4/24(木)	書面による回答	主治医
5	R7/5/30(金)	帝塚山学園内会議室	関係生徒

4 調査方法

委員会が設置された時点で既にAは学校を卒業しており、A保護者によると現在もフラッシュバックを起こす等、本事案を思い出すことで心身に過大な負荷が掛かるおそれがあるとのことで、一連の事実関係について委員会が直接本人から聴き取りを行うことは出来なかった。Xについても、X保護者によると、内部進学しているが、何度も聴き取り等を受けたこと等で精神的に疲弊しており、これ以上の調査は精神的負担が大きすぎると言う理由で聴き取りが出来なかった。同じく、関係生徒の中には、既に何度も学校側から聴き取りをされており、時間が経過していることもある、委員会による聴き取りに協力いただけない方もいた。そのため、A及びXの各保護者、学校関係者、主治医及び協力いただけた関係生徒から聴き取りを行い、これまでに学校が収集した資料をもとに報告書を作成することとした。なお、Aを診察した主治医に対しては、日程の都合上、委員会から質問書を送付し書面により回答いただくという方法を採った。

最も重要な被害生徒及び加害生徒本人から直接聴き取りできていない点で、委員会の目的である事実関係の明確化という点では今回の調査が必ずしも十分であると言えない懸念もあるが、委員会の最終的な目的が同種事態の発生防止にあることから、関係生徒の心身へ影響を与えててしまうような事態を避けることを優先し、上記調査方法を取ることとした次第である。

第3 本事案に関する考察

1 本事案の事実経過

(1) A及びA保護者の主張

ア 令和5年6月3日付けDMでは、XがAに「大阪行かせられて夜まで男子たちと遊ばされた」という虚偽の内容が記載されている。実際には、Aらと男子が話をしているところにXが付いて来たのであり、しかも大阪行きの駅ホームで話をしていただけで大阪には行っていない。

イ 6月6日、美術室で座っているAに対し、Xが手拳で腰付近を殴り睨み

付けるという行為があった。

ウ その他の疑わしい行為として、7月8日に百貨店内にてX母子がAの名前を呼んで逃げていく様子を見た。また、6月末頃にAのカバンに踏まれたような汚れがあったがXによるものではないか。

(2) X及びX保護者の反論

ア DMについて、Aらと一緒に長時間男子と話をさせられた事実はあるが、大阪には行っておらず、実際には大阪行きの駅ホームで話をしただけであることはA主張のとおりである。Xが、DMの文面を作成したYに話をした際に不正確な内容になったと思われる。

イ 美術室の件について、Aにぶつかったのは事実だが偶然であり、その際に謝罪している。睨み付けた事実はない。

ウ 7月8日にAが主張する百貨店には行っていないので、自分ではない。また、Aのカバンの件は知らないが、同時期、Aがリュックに犬の足跡が付いていたとSNSに投稿しているのを確認している。

なお、同時期、本事案とは無関係に、XとしてもAとの関係については距離を取ろうと考えていた。

(3) 調査結果

ア AとXは、中学1、2年生の頃は通っている塾が同じで一緒に話すこともあり、仲が悪くはなかった。また、中学2年生の頃より、AはB・Cと仲が良く3人グループでいることが多かった。B・CとXは、中学3年生時のクラスは別で、特に仲が良いということもなかった。

イ Aは、令和5年6月3日付けDM等で、XがAに「大阪行かせられて夜まで男子たちと遊ばされた」という話を周囲にしていることを知った。なお、DMの記載内容が不正確であることはXも認めており、その点について学校からも後日、Xに対し指導がされている。

Xの発言等によりクラス内のAを見る目が変化したのかは不明だが、6月5日、Aは保健室で「最近5組でぼっち」という発言をしている。

6月6日、美術室で座っているAに対し、Xが接触する行為があった。【具体的な行為については、両者の主張が食い違うため後述する。】

6月7日、AはB・Cとともに担任教師に相談し、Xが周囲に上記発言をしているようだが、実際には、Aらが男子と話をしているところにXが勝手について来ただけで、しかも大阪行きの駅ホームで話をしていただけで大阪には行っていない、という説明をした。このときAらは担任に対し、「先生は動かないで良い」「自分たちで上手くやれる」と言ったため、担任からA及びXに対する積極的な働き掛けは行わなかった。

その後の面談等において、A及びA保護者が担任に対し、上記美術室の

件の他、6月末頃にAのカバンに踏まれたような汚れがあったこと、7月8日に百貨店内にてX母子がAの名前を呼んで逃げていく様子を見たこと、を訴えた。

7月下旬ころ、学校がAとXが本人同士直接話し合い解決することを模索したが、A保護者が同席を望んだのに対し、X側が保護者の同席なしを希望したため、話し合いを実施するには至らなかった。

8月7日、Aが精神科を受診し「適応障害」の診断を受けた。なお、それ以前にもAは、令和4年9月に発生した学校事故に関して精神的負荷を感じ、9月と10月の2回、精神科に通院していた経歴がある。

Aを診断した医師からクラス替えを勧める意見があり、A保護者もそれを望んだものの、学校としては前例がないことやクラス替えによるデメリットを考慮し、席替えなどAとXが接触しないよう出来る限りの配慮を行うものとし、クラス替えは行わないと判断した。

9月11日、A及びA保護者も同席して学校関係者と医師との面談が行われた。その際、医師からは、Aのストレス除去のためには席替え等では不十分でありクラス替えが必要であると意見したのに対し、学校としては、本人にとつてもクラス替えは良くないこと、前例がないこと等を理由に、一貫してクラス替えは出来ないという回答であった。(A保護者によれば、学校側が即座にクラス替えは出来ないと回答したことで、Aが泣き出す等の発作を起こし、学校と医師との間でも口論のような形になった。)

ウ 2学期のAの欠席日数は11日だが、Aは登校しても保健室で過ごすことが多かった。また、自クラスに居づらいため、休み時間には親友B・Cの在籍する隣の教室に行くことが多かった。そのために、自クラス内の生徒の中には、Aが特別扱いされている等の感想を抱く者もいた。Aに対し、直接何らかの具体的行動を取った生徒はXも含め確認できないが、Aは自クラス内で無視されている等の孤立感を感じることがあった。

Aは、自宅で過ごしている際には体調に問題なくとも、学校では腹痛など体調不良を訴えることがあった。保健室で過ごす際には普段と変わりない様子で、養護教諭やB・Cに対しても普段どおりの接し方であり、ストレスや悩みについて自ら話すことはほとんどなかった。

ただし、Aから学校に対し、Xが周囲をウロウロしている、Xに監視されているという訴えはあった。この点、担任からXに対しては、行動や発言について気を付けるよう適宜指導はされている。また、XがAの指摘するような行動を意識的に取った事実までは確認できない。

高校へ内部進学するか否かについて、A本人は進学する意思もあったが、事態が好転しないこともあって外部進学も検討し、内部進学願書の学内締切

日である 11月24日までにAから願書が提出されなかった。

エ 3学期は出席4日、欠席49日であり、Aはほとんど通学出来なかった。

3学期中、Aが卒業するまで、学校とA保護者との間でほとんどやり取りはなされていない。

2 「いじめ」とは

法第2条第1項において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうと定義されている。

「いじめ」であるか否かは、あくまでいじめを受けた子どもの主觀によつて判断される。ただし、心身の苦痛を感じているかどうかを確認する際には、行為の対象となった児童生徒の状況や周囲の様子といった客觀性も持ち込まれるべきである。³

また、当該定義では、いじめを受けた子どもの主觀が判断基準となるため、例えば、いじめを行ったとされる子どもが悪気なく当該行為を行った場合でも、いじめと認定される場合があり得る。このように、当該行為を行った子どもに相手を害する意図のなかった場合には、そのことを十分加味した上で対応する必要がある。⁴

3 本事案の「いじめ」該当性

本件で問題となる事案は、①令和5年6月6日、Aが美術室で座っていたところを通り掛かったXの肘が当たった（又は手拳で殴られた）が、謝られず睨まれたこと、②Xが、Aに男子たちと遊ぶのに付き合わされたと誇張して周囲に話したこと（Xが友人に説明して「大阪行かせられて夜まで男子たちと遊ばされた」との内容のDMが同年6月3日付けで送信されていることを含む。）の2点である。

その他に、A保護者からは、③百貨店内にてA親子がいたところをAの名前を呼んで逃げて行った親子がおり、Xとその母親ではないかと思われること、④Aのカバンに靴跡のように見える汚れがあり、Xがカバンを故意に踏んだのではないかと思われること、についても「いじめ」のおそれがあるものとして訴えがあったが、いずれもXは否定しており、Xの行為として認定できる客觀的資料も見当たらないため、本件調査においては認定できない。

以下、①②について検討する。

³ いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5

⁴ いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5

(1) ①について

ア 令和5年6月6日、美術室において、座っているAに対し、歩いてきたXが接触した事実については、両者間で争いがない。ただし、どのような接触があったかについては、Aの訴える行為態様が、聴き取り時期によって「肘が当たった」から「手拳で殴られた」に変遷している。後になって警察にも暴行事件として相談しており、委員会によるA保護者への聴き取りでは、Xによる暴力があったものとAは明確に認識している。

他方、Xは、美術室内でAの座席付近を通り掛かった際に、Aの後ろの生徒が席を引いたため避けようとしてAに偶然接触したものであること、接触の程度も軽微なものであり、直後に謝罪もしていると主張している。

これに対し、Aとしては、Xの接触は軽微なものではなく故意に殴り掛けたとしか認識できないものであること、教室内の座席の配置関係から、XがAの傍を通り掛かることは不自然であること、Xがその場で謝罪したことではなく、むしろAを睨み付けたことを主張する。

イ この点、Aの訴える行為態様が変遷していることについては、Aが本件に関する事実経緯の中で被害感情を膨らませていき、被害者的な認識に変わっていったものとも思われるが、他方で、当初から被害そのものは訴えていたことから、Aが事件当初は強く訴え出られず、後になって具体的に説明できるようになった可能性も否定できない。

XがAの傍を通り掛けたことについては、教室内の座席の配置関係から些か不自然な経路を移動しているとも思われるが、自席に向かう経路としてあり得ない訳ではない。

Xが睨み付けたという主張については、もっぱら主觀によるものであるため、謝罪の声が聞こえなかった（或いは謝罪が無かった）ことと相まって、Aから見たXの表情が睨み付けているように感じたことも考えられる。

いずれについても、事件直後に双方から聴き取りをして具体的な行為態様を特定するには至っておらず、また当委員会では双方当事者本人の聴き取りを直接できていない以上、A・Xの主張とも合理性を欠くものではなく、いずれの主張とも事実認定はできない。

ウ もっとも、美術室においてXがAに接触した事実、それによってAが苦痛を感じた事実、については双方とも争いがなく認定できるため、その限りで法が規定する「いじめ」の定義には該当する。

(2) ②について

ア XがYに説明して「大阪行かせられて夜まで男子たちと遊ばされた」と

の内容のDMが同年6月3日付けで送信されていること、及び、実際には記載内容は正確ではなく、XがAに大阪まで行かせられて夜まで男子たちと遊ばされたという事実のないことは、双方当事者らの供述から争いない。また、事実ではない内容が記載された本件DMを読んだAが、そのため苦痛を感じた事実についても認定できる。

イ しかし、当該DMについては、Aの友人Bが、Xの友人でもあるYに相談したところ、YがXから話を聞いてその内容をまとめ、Bに送信したものである。DMの記載内容について、Xが確認を怠っただけなのか積極的に虚偽の説明をしたのかは、当事者の供述がないため明らかではないが、伝聞によってXが意図せず虚偽の内容となつた可能性は否めない。また、Xが主体となって本件DMを作成し送信したのでなければ、XがAに影響を与える行為を行つたとは評価できず、法が規定する「いじめ」に該当するとは言い難い。

ウ もっとも、当委員会による関係生徒B・Cからの聴き取りによれば、当該DMの記載内容と同様、Xが主に自クラス内で、Aに男子たちと遊ぶのに付き合わされたと誇張して周囲に話していた、との事実が確認できた。(B・Cの当該供述については、自己が体験したものではない噂ないし伝聞に過ぎないものだが、本件DMの存在と相まって、信用性の高い供述内容であると思料する。)

そして、そのようなクラス内での噂話から、Aが「最近5組でぼっち」と言うように孤立感を深めていったものと推測される。そうであれば、本件DMそのものについては法的な「いじめ」に該当しないとしても、同DMに記載の内容をXが周囲に話すことで、Aがクラス内で孤立するような雰囲気を醸成する影響を与えた可能性は否定できない。

4 「いじめ」と「長期不登校」との因果関係

(1) 本生徒は、令和5年度において、2学期11日、3学期49日、欠席している。

この長期不登校が上記①と因果関係を有するか検討すると、Aの訴える事実に①は含まれており、警察に相談するなど相当の心理的負担を負っているが、深刻化したのは①の事実が発生してから時間が相当経過してからのことである。これは、事案が経過するにつれてXや学校側への不信感が高まつたこと、或いは欠席や保健室登校に見られる学校生活でのストレスによるものとも思われ、少なくとも①の「いじめ」とAの長期不登校との間に直接の因果関係を有するとまでは言い切れない。

しかし、①の事実はA・X間における1つの事象であり、両者間の軋轢、

及びそれに起因するAの孤立感を高めるようなクラスの雰囲気の醸成には、上記②が起点となっているものと思われる。

Aが「最近5組でぼっち」と発言したこと、2学期以降、保健室登校が増えたことや、休み時間に隣のクラスに在籍する友人B・Cのところに頻回に行っていたこと、Aが保健室で泣いていたこと等の事実からは、Aが自クラス内で孤立感を高めていた事実が認められ、その孤立感が長期不登校に繋がったと考えるのが自然である。

とすれば、Xの「いじめ」によって直接、Aの長期不登校が引き起こされたとは言えなくとも、②を含むXの行為を引き金としたクラスの雰囲気によって、結果的にAの長期不登校が生じたものと認定できる。

(2) なお、Aの長期欠席は主に3学期であり、外部進学を選択した時期以降のものである。この点、Aが外部進学を決めた後、受験勉強に専念するために学校に登校しなくなった可能性はあるが、Aは否定しており、受験勉強のために欠席したことを示す事情も見当たらない。

また、AはXの行為に起因するクラス内での孤立感等から精神的負担を感じ、2学期中は、欠席こそ少ないものの自クラスに入り辛く保健室登校することが多かったという事情があることから、3学期の長期欠席は受験勉強のためでなく、上記による精神的負担によるものであると認定して差し支えないと考える。

第4 学校の対応の問題点及びその考察について

1 学校の対応の問題点

(1) Aらの相談直後の対応

ア 本事案の起点は、令和5年6月5日、対象生徒Aが保健室で「最近5組でぼっち」と言ったとの報告を受け、同月7日、担任がA及び付添い生徒B・Cと面談を行ったところである。

このとき担任は、Aから「先生は動かないで良い」「自分たちで上手くやれる」と言われたことから、Xに対し聴き取りを行ったり、A本人に対し積極的にフォローするような体制を取らなかった。実際、本事案に関してA保護者らを含め事態が大きくなってきた9月には、担任はBから「動かないでと言ったじゃないですか」と抗議されている。

しかし、Aが「ぼっち」と孤立感を訴えていること、担任にXとの関係につき相談し、且つ、相手には言わないで欲しいと訴えていること自体が、Xとの関係の悪化、ひいてはクラスでの居場所を失う不安を訴えていること

と同義であり、本来であれば、学校としてAに対しフォローする起点とすべき状況に至っていたものと言える。しかし、Aの訴えがあった後、約1カ月もの間、担任からAに対し「その後どうか」といった声掛け等のアプローチは見られない。

特に、Aが以前に学校内で発生した事故に関し一人だけ適応障害という一定の反応を示しており、心理的レジリエンスが比較的低い側面が見られること、友人らによれば、Aが自分の思いや考えを表に出さず、内側に抱えたまま頑張ろうとしがちな性格であること、といったAの特性に鑑みると、学校側の対応としては、この時点で消極的な姿勢に徹し過ぎた印象を受ける。

Aが相談してきた段階で、当然、A本人の意思を尊重する必要はあるものの、学校としてのサポートも必要であった。相談時から、Aと教師ら学校側との信頼関係を築き、Aのサポートを図る体制を整えておくことは、初動において重要であると考えられ、その点で学校側の対応としては後手を踏んだ感が否めない。

イ 令和5年7月以降、学校側とA保護者とは頻繁に面談等を行い話し合いを重ねており、X本人から事実関係を聴き取る等の対応をしている。A・X本人同士の言い分が食い違うため、事実認定までには至っていないが、学校側の調査能力に鑑みれば対応として不相当とは言えず、A保護者の要望に対し一定の対応を取っているものと評価できる。

また、A・X本人同士の話し合いについては、A保護者が立ち会いたいと要望したのに対し、X側は話し合いに保護者が立ち入らないことを希望したため実現していないが、生徒であるXの意向を尊重した学校側の判断が誤っているとは言い難い。

以上のとおり、この時期のA保護者の要望に対する対応としては、学校側として相当の対応をしていたものと言える。(8月に「適応障害」の診断が出た以降の対応については後述する。)

ウ 上述のとおり、美術室の件、DM等の件に関し、学校としては、X本人からも事実関係を聴き取っており、A・X双方の言い分が食い違うために事実認定までには至っていないが、一定の調査は行ったものと評価できる。

もっとも、更に踏み込んで、その両者間の対人関係面における変化や諍い、Aの心理的な負担感がどこから生じているものなのかといった根本的な部分についてまで、学校側が具体的に調査や聴き取りを行い、理解を示そうとした形跡は見られない。

XやAの周囲の生徒らにも聴き取る等して根本的な問題を調べ取り除かない限り、真にトラブルが解決することはなのに、A保護者の対応に追われる形となって、Aの抱える悩みそのものに向き合う姿勢が少なかった。当

初、Aから「先生は動かないで良い」と言わされており、そのため周囲の生徒らに聞き取り等を行うことで本事案が拡散することを恐れたとしても、Aをフォローしながら、より本質的な問題解決に取り組むべきではなかつたかと思われる。

（2）A保護者及び医師からの要望に対する対応

ア 令和5年8月7日、Aは精神科を受診し「適応障害」の診断を受けた。

また、診断した医師からは、Xと隔離するためクラス替えをするよう助言があった。しかし学校は、A保護者から要望を受けた際も、同医師と面談した際も、一貫してクラス替えには応じない姿勢を取り、A側の要望を受け付けなかつた。

学校側がクラス替えを実施しなかつた理由は、A・Xが編入できるクラスが2クラスしかなく、隣の教室に移るだけでは隔離効果が薄いにも関わらず、年度途中でのクラス替えは前例がなく、もしAをクラス替えすれば、本事案を知らない生徒にも興味を抱かせ、Aが周囲の好奇の目に晒されるであろうことを学校側が懸念したためである。たしかに、前例がないというのみでは適切な理由と言い難いが、前例のないクラス替えによってAへの周囲の目が集中し逆効果になるおそれは十分に考えられるところであり、Aの要望をそのまま受けてクラス替えを実施すべきであったとまで判断することは難しい。

もっとも、Aのクラス替えの要望に対し、学校がクラス替えは絶対にしないと面談の場で即断し、或いは面談時に医師を説得しようと学校側の都合を述べる等、Aに寄りそう姿勢が見られない点は看過し難い。例えば、年度途中にクラス替えを行うデメリットを説明した上で、進級時にはクラス決めについて十分配慮すること、それまで学校としてXとの接触を避けるべく万全のフォローをすること、等をA及びA保護者が納得できるまで懇切丁寧に説明すべきではなかつたか。学校の対応として、クラス替えをしなかつたことそのものよりも、クラス替えが出来ないのであれば、そのために生じるAの不安や孤立感を理解し、軽減しようとする努力を怠つたことが問題と考えられる。

イ なお、学校としては、AとXが接触しないよう、2学期以降の席替えやグループ決め等の際には配慮しており、またXに対しAと接触しないような指導を行つており、一定の配慮をしている事実は認められる。

（3）2学期以降のAに対するアプローチについて

ア 2学期のAの出席日数は76日、欠席日数は11日であり、如実に欠席

日数が増えた訳ではないが、Aにとって自クラス内の雰囲気が居心地悪く、Xやその周辺生徒らに無視されたり圧力をかけてられているような心地がしていた。登校しても自クラスに入り辛く、親友であるB・Cのいる隣のクラスに行くことや、保健室登校する日が多かった。

これに対し、養護教諭が保健室をAの居場所として維持すべく核心に触れるような話題を扱うことは慎重にならざるを得なかつたことは了解できるとしても、担任や他の教員が継続的に気をかけて声掛けする等はしておらず、学校としてA本人へ特段のフォローをしていた様子は見られなかつた。そのようにせざるを得なかつた事情にも理解できるが、学校の対応としては、例えば、担任が保健室を訪ねて声を掛ける、折を見てスクールカウンセラーに一度会つてみないかと声を掛ける、等のアプローチが出来たのではないか。或いは、学年団で協議し、Aと相性のいい先生に、心理面とは別に学習面でのフォローをしてもらう、等の方法も考えられたのではないか。これらの提案に対し、たとえAが拒否したとしても、学校がAのことを心配し気に掛けていることが伝わるという意味において、大切なアプローチとなる。

このような、例えば学年主任などが中心となり、チームで連携して事態に対応するという土壤が学校にないよう見受けられる。

イ 記録を見る限り、学校はA保護者への対応には気を配っている様子が見られるが、そのためかA本人への対応がなおざりになつて印象を受ける。

それを象徴する出来事として、Aの教科書が紛失したとの訴えがあつた際、担任が教室内のロッカーを確認したことで、生徒の持ち物から学校へ持参してはいけない物が発見されるということがあつた。このため自クラスの生徒の中には、Aのせいで持参してはいけない物を持っていることが学校にバレたといって、Aを白い目で見るようになった生徒がいた。これによって、Aが自クラスに居辛い雰囲気が更に醸成された可能性がある。この出来事を知つたA自身も、保健室で「ヤバい。終わった。」と話している。

自クラスに居辛いために隣のクラスに行つたり保健室登校しているという状況が既にあるにも関わらず、Aの気持ちに配慮しない対応を取つてゐることは首肯し難い。A保護者との対応を考えて、Aの教科書を見付けること、或いは探す努力をしていると示すことを重視したのかもしれないが、そのためにAの気持ちに配慮しないというのであれば本末転倒と言える。

ウ 2学期以降、A保護者への対応については、学校としても出来ること出来ないことを区別し説明するなどしており、大きな問題点は見られない。

もっとも、それに比してA本人に対するアプローチが少ないようと思われる。前述のとおり、クラス替えの要望についても、出来ない理由を挙げて説明する以上に、A本人の気持ちに寄り添つて説明しフォローしていくこと

こそ必要ではなかったかと思われる。A保護者の要望や面談回数が学校側の負担となり、一定の距離を保とうとしたがために、A本人へのフォローが疎かになった印象を受ける。

2 学校の対応に係る考察について

(1) 以上のとおり、学校の対応としては、まず、Aから相談を受けた際の初動の不適切さが指摘できる。

学校としては、相談の際にAが学校側に動かないで欲しいという意向を示した点を尊重したものと思われるが、Aの意思を尊重しつつも、その後の1ヶ月間、事態改善のために、A及びXに対し何らかの形でアプローチすべきではなかったか。特に、Aが以前に学校内の事故に関し一人だけ適応障害という一定の反応を示している等、心理的レジリエンスが低いと想定されること、友人らによれば、Aが自分の考えを外部に出さず内心に止め頑張ろうとしがちな性格であること、といったAの特性に鑑みると、初動の段階でAと学校との信頼関係を構築しておくことが肝要であり、これを怠ったためにAの内側の不安が解消されないままとなり、保護者の学校への不信感のきっかけとなつたと考えられる。

(2) 次に、A保護者及び医師からクラス替えの要望を受けた際に、A本人に寄り添う姿勢を保った対応をしなかった点が指摘できる。

学校として、学期途中のクラス替えは前例がないことであり、そのため逆にAが好奇の目に晒されてしまうのではないかと危惧したこと、他方で2クラスしかないとクラス替えにさほどの効果は望めないと考え、クラス替えをしなかったという点については、一定の合理性が認められるものであり、クラス替えをしなかったという点は責められない。

しかし、クラス替えはA及びA保護者が望んでおり、また診断した医師がAの精神的負荷を取り除く方法として勧めたものである。これは、AにとってXと同じ空間にいること自体が苦しく、脅かされる感覚を抱いているという意味と言える。クラス替えが出来ないと判断するにしても、Aらの強い不安を理解し、安心して登校出来るように納得を得られるよう、最大限の説明をすべきではなかったか。学校の対応は、クラス替えが出来ない理由や事情を述べるのみで、Aの辛さに寄り添う姿勢が見られない。それがA及びA保護者の学校に対する不信感をいっそう増大させた一因であり、Aの状態が改善しなかった理由とも考えられる。

(3) そして、2学期以降、保健室登校の増えたAに対し、担任等から積極的にアプローチしなかった点が挙げられる。

上記同様、Aの辛さに寄り添う姿勢を学校としても見せるべきではなか

ったか。保護者対応に気を取られ、A本人に対しては触れずにそっとしておいたという態度が見られる。自クラスに居場所を失ったAは、保健室を居場所としていたが、ロッカーの件などがあり、担任やクラスのメンバーからどう思われているか気にするようになり、保健室にも居づらくなってしまった。根本的な解決には至らないとしても、やはり学校とAとの信頼関係のためには、何らかの形でコミュニケーションを維持しなければ、不信感の解消どころか増幅を招いてしまうのであり、学校がAの居場所でいられるような体制を整えておくべきであったと考えられる。

例えば、保健室登校が増えた時点で勉強の困りなど本題以外の観点からから介入し、関係性を構築することで内的表出の動機に繋げる、或いはそのような案を養護教諭やカウンセラーを交えたチームで共有し定期的に対応を見直す、等の方法が挙げられる。また、本児に関わらず、不安や悩みが生じたときには一人で抱え込まず誰かに聞いてもらうことの大切さや、思春期・青年期のストレスマネージメントについて等、メンタルヘルスリテラシー全般的な内容を普段から教育、啓発しておくことも重要かもしれない。

(4) また、Aの友人B・Cの聴き取りによれば、Aの特性を考えればそもそも仲の良い3人のグループを別々のクラスに分けるべきではなかったとも思われる。心理的レジリエンスの低さが想定される児童については、仲が良い組合せの相方として、その相方が“対人関係における動搖性が高くないか”“他の児童とトラブルを起こす傾向はないか”等の特徴の有無を考慮する方が望ましい。

この点については、そもそも2クラスしかない上、様々な人間関係を考慮してクラス分けがなされている実情からすると難しいことは当然であり、「今になって考えるとそうしておけば良かった」という意見が関係者からあった事実を指摘するにとどめる。

(5) 最後に、本事案に関しては、学校内で多くのメンバーにより何度もいじめ問題対策委員会での会議が重ねられており、初動については兎も角、一定の時期から学校が真摯に取り組み検討してきた事実が認められる。

もっとも、同委員会のメンバーには、スクールカウンセラーなど福祉・心理職、スクールロイヤーなど法律職の専門家が入っておらず、第三者の視点に欠けている。なお、学校のいじめ防止基本方針においては、「学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実行的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める」とされ、その構成員としては、「校長、副校長、教頭、生徒指導部長、副部長、学年主任、関係教職員、教育相談室長、カウンセラーなどより必要に

応じ構成」とされているが、法22条の趣旨⁵も踏まえ、本事案では構成についてより配慮すべきであった。

また、特に2学期以降はAの保健室登校が増えているが、その様子を傍で見ている養護教諭の意見がどこまで反映されていたか、組織としてどこまで情報共有できていたか、といった点については疑問に感じられる。

第5 最後に

本件における報告内容は以上のとおりである。委員会設置までに行われた学校の調査結果に加え、A保護者、X保護者、担任教師、養護教諭、主治医、関係生徒らから聴き取りを行い、委員会内で討議、検討したものであるが、肝心のA本人及びX本人から直接聴き取りを行うことが出来ず、事実関係が不明確なままのものも多い。これは、生徒らの精神面へ新たに苦痛を与えることを避けたためであり、委員会の活動としての限界でもある。そのため、現状把握し得る限りの調査結果から、事実認定を行い評価したものである。

法第28条第1項により、委員会は、「当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うもの」と規定されているが、その調査の目的は、「当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」である。したがって、上記のとおり限定された範囲ではあるが一定の事実関係を明確にし、本件における「いじめ」該当性を認定した上で、主に学校の対応の問題点を指摘している点で、委員会の目的は一定果たしたものと解される。

委員会としては、本調査報告書をもとに、学校関係者らが今後適切な対応を取ることを望むとともに、関係生徒らが過去を振り返り将来の糧とすることを期待するものである。

以上

⁵ いじめの防止等のための基本的な方針 第2の3(3)